

千葉市里山の保全に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉市里山の保全に関する要綱(平成13年12月28日施行。以下「要綱」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の意義は、要綱の例による。

(里山地区の指定の要件)

第3条 要綱第3条第1項の規定により市長が里山地区として指定する地区は、次の各号に掲げる要件を具備していなければならない。

- (1) 里山の有する公益的機能及び景観が良好に維持され、及び保全されていること。
- (2) 周辺において里山の有する公益的機能及び景観が損なわれるおそれのある開発行為等が予定されていないこと。
- (3) 地区内に所在する土地、木竹、施設等について、抵当権その他所有権以外の権利が設定されていないこと。
- (4) 木竹、施設等の所有権がその所在する土地の所有者に帰属していること。
- (5) 里山を保全し、及び管理する際に必要な道路に接しており、かつ、駐車場を設置できること。
- (6) 市民に開放することについて、支障がないこと。
- (7) 面積が30,000平方メートル程度の区域であること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、里山地区に指定することについて、支障がないこと。

(標識等)

第4条 要綱第3条第2項に規定する標識は、様式第1号のとおりとする。

2 市長は、要綱第3条第1項の規定により里山地区を指定したときは、里山地区の位置、面積、供用開始日その他市民の利用に必要な事項を公告するものとする。

(使用貸借契約)

第5条 要綱第4条第1項の規定により締結する使用貸借契約(以下「使用貸借契約」という。)は、里山地区使用貸借契約書(様式第2号)により行うものとする。ただし、これによることが適当でない場合等においては、要綱の目的に反しない範囲において最小限の修正をすることができる。

(伐採等の承認)

第6条 市長は、要綱第6条ただし書の規定により民有地に係る里山の保全に支障がないものとして伐採等を認めるときは、あらかじめ当該土地所有者等と協議し、その同意を得るものとする。

(里山の管理に関する協定)

第7条 要綱第6条ただし書の規定により締結する里山の管理に関する協定は、里山の管理に関する協定書(様式第3号)により行うものとする。

2 第5条第1項ただし書の規定は、前項の協定書の修正に準用する。

(事前協議)

第8条 市長は、民有地に係る里山について要綱第7条第1項の規定による管理活動を行おうとするときは、あらかじめ当該土地所有者等と協議し、その同意を得るものとする。

(活動申請)

第9条 要綱第8条により里山地区で里山活動を行おうとする者(以下「里山活動団体」という。)は、里山活動協議書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

2 里山活動協議書には、次の書類を添付するものとする。

- (1) 里山活動団体の登記事項証明書(法人でない場合は、代表者の住民票の写し)
- (2) 定款(法人以外は活動団体の規約)
- (3) 活動位置図
- (4) 誓約書(様式第5号)
- (5) 里山活動団体が企業等である場合にあっては、その里山活動の支援等を行うものに関する第1号及び第2号に掲げる書類

(里山活動に関する委託)

第10条 要綱第8条第1項の規定により里山活動団体と締結する委託契約は、里山地区の管理等に係る委託契約書(様式第6号)により行うものとする。

2 第5条第1項ただし書の規定は、前項の委託契約書の修正に準用する。

(里山活動に関する協定)

第11条 要綱第8条第2項の規定により里山活動団体と締結する協定は、里山地区における里山活動に関する協定書(様式第7号)により行うものとする。

2 第5条第1項ただし書の規定は、前項の協定書の修正に準用する。

(土地所有者の同意)

第12条 市長は、民有地に係る里山について要綱第8条第1項の規定による委託契約、又は同条第2項の規定による協定を締結しようとするときは、あらかじめ当該土地所有者等と協議し、その同意を得るものとする。

(活動状況の報告)

第13条 里山活動団体は、当該里山地区での里山活動の実績を里山活動実績報告書(様式第8号)により次のとおり、市長に報告しなければならない。

区分	実施期間	報告期限
上半期	4月から9月まで	9月30日
下半期	10月から翌年3月まで	3月31日

(里山地区の管理に関する委託又は協定の解除)

第14条 里山活動団体が里山地区の管理等に係る委託契約、又は里山地区における里山活動に関する協定の履行が困難になった場合における委託契約又は協定の解除に係る申請は、里山地区の管理に関する（委託・協定）解除申請書（様式第9号）を提出することにより行うものとする。

2 市長は、里山活動団体が当該里山地区の管理等を適正に行っていないと認めるときは、委託契約又は協定を解除することができる。

3 市長は、前項又は第1項の規定により委託又は協定を解除したときは、当該委託契約又は協定を解除した旨を、里山地区の管理に関する（委託・協定）解除通知書（様式第10号）により里山活動団体に通知するものとする。

(委任)

第15条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成13年12月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年2月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年3月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年1月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号

600

里山地区の指定標識	
① 里山地区の位置	
② 面積	m ² (公簿による)
③ 樹種	
④ 指定年月日	
千葉市長	

様式第2号

里山地区使用貸借契約書

千葉市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次の条項により、乙の所有する土地（当該土地に所在する木竹、施設等を含む。以下同じ。）について、使用貸借契約書を締結する。

（借受物件）

第1条 乙は、甲に乙の所有する次の土地（以下「借受物件」という。）を無償で使用させる。

所在地	地目	地積（㎡）	摘要

（使用目的）

第2条 甲は、千葉市里山の保全に関する要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、借受物件を里山地区に指定するとともに、借受物件における里山を保全し、及び整備し、並びに市民に開放し、利用させる目的に使用するものとする。

（借受期間）

第3条 借受期間は、年月日から年月日までとする。

2 前項の規定による借受期間が満了する日の3月前までに、甲乙のいずれからも本契約を更新しない旨の申出がなかった場合、同日の翌日から5年間、本契約と同一の内容をもって本契約を更新するものとし、以後もまた同様とする。

（借受物件の引き渡し）

第4条 甲は、借受物件を乙の立ち会いのもとに引き渡しを受けるものとする。

（権原の譲渡等の禁止）

第5条 甲は、本契約により借受物件について取得した権利を第三者に譲渡し、借受物件を転貸し、又は使用目的を変更することはできない。

（負担付き使用貸借）

第6条 甲は、借受物件の面積1平方メートルにつき、及び契約期間1年につき10円をもって算定した額の金員を乙に年度ごとに支払う。

2 前項の金員の支払は、乙の書面による請求が甲に到達した日の翌日から起算して30日以内に行うものとする。

3 第1項の規定により年度ごとの金員を支払った場合で、当該年度の満了前に本契約が解除されたときの当該年度分の金員の額は、日割りで算定し、速やかに、清算するものとする。

(施設の設置についての同意)

第7条 乙は、甲が要綱に基づき借受物件を市民に開放し、利用させる上でその利便等に資する施設等を借受物件に設置することに同意する。

(管理委託等についての同意)

第8条 乙は、甲が要綱に基づき、借受物件の管理（前条の規定による施設等の設置及び管理を含む。）をボランティア活動を行うことを主たる目的とする団体に委託することに同意する。

(乙による行為)

第9条 乙は、やむを得ない場合で、かつ、甲が事前に承認した場合に限り、次の各号に掲げる行為をすることができる。

- (1) 里山の保全に支障をきたさない範囲における本件土地の形質の変更
- (2) 本件土地の第三者への譲渡
- (3) 本件土地及び本件土地に所在する木竹、施設等について、抵当権その他の権利の設定

(借受物件の返還)

第10条 甲は、借受期間が満了した際には、借受物件を返還しなければならない。

2 甲及び乙は、前項の規定による返還に先だって、借受物件の原状回復の要否等について協議するものとする。

(契約の解除)

第11条 甲は、里山の景観等が損なわれたこと等により借受物件を里山地区として指定することに支障が生じたときは、この契約を解除し、又は一部を変更することができる。

(協議)

第12条 本契約に定めのない事項又は本契約に関する疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

本契約の締結を証するため、本契約2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 千葉市中央区千葉港1-1
千葉市
千葉市長

乙

様式第3号

里山の管理に関する協定書

千葉県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、乙が所有し、甲が使用貸借契約に基づき使用収益する次の土地（当該土地に所在する木竹、施設等を含む。以下「本件土地」という。）の管理について、以下のとおり協定を締結する。

（本件土地の管理等）

第1条 甲は、本件土地を里山地区に指定し、里山を保全し、及び整備し、並びに市民に開放し、利用させるために必要な管理を行うほか、必要な施設等を設置し、及び管理（以下「里山の管理等」という。）を行うものとする。

所在地	地目	地積 (㎡)	摘要

（協定の期間）

第2条 本協定の期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

2 前項の規定による借受期間が満了する日の3月前までに、甲乙のいずれからも本契約を更新しない旨の申出がなかった場合、同日の翌日から5年間、本契約と同一の内容をもって本契約を更新するものとし、以後もまた同様とする。

（管理等の実施時期等）

第3条 甲が行う里山の管理等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 下刈り、枝打ち及び間伐
- (2) 苗木の植栽
- (3) 市民に開放し、利用させるために必要な施設等の設置及び管理
- (4) 前各号に掲げるもののほか、里山の管理等に必要な作業又は施設の設置

2 甲は、里山の管理等を行おうとするときは、事前に実施する時期、場所、内容等について、乙と協議するものとする。

（委託）

第4条 乙は、里山の管理等を甲が適当と認めた団体に委託することに同意するものとする。

2 甲は、前項の規定により里山の管理等を団体に委託する際には、当該団体が行う里山の管理等の実施時期、場所、内容等について、当該団体が事前に甲及び乙と協議しなければならないことについて、当該団体の同意を得なければならない。

(協議)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関する疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 千葉市中央区千葉港1-1
千葉市
千葉市長

乙

様式第4号

里山活動協議書

年 月 日

千葉市長 様

住所
団体の名称
代表者氏名

下記のとおり、千葉市が指定する里山地区において里山活動を実施したいので、千葉市里山の保全に関する要領に基づき協議します。

記

- 1 活動する里山地区の名称
- 2 活動する里山地区の場所
- 3 里山活動の期間
- 4 活動の目的
- 5 添付書類
 - (1) 活動団体の登記事項証明書（法人でない場合は、代表者の住民票の写し）
 - (2) 定款（法人でない場合は、活動団体の規約）
 - (3) 活動位置図
 - (4) 活動計画書
 - (5) 誓約書

様式第5号

誓約書

年 月 日

千葉市長 様

所在地

商 号

代表者名

印

今般、千葉市が指定する里山地区での、里山活動に関する協定の締結に関し、以下について誓約します。

また、本誓約に違背したときは、協定の締結は解除されても異議は申し立てません。

- 1 貴市での市税全税目において、適正な申告をしており、かつ、滞納税額はない。
- 2 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に抵触する団体でないとともに、同様の団体に関与していない。

様式第6号

里山地区の管理等に係る委託契約書

千葉市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、甲が指定した里山地区「」（ m^2 ）の土地及び当該土地に所在する木竹、施設等（以下「里山」という。）の管理等を行うことを、乙に委託するために必要な事項を定める。

（委託する管理等）

第1条 甲が乙に委託する事項は、次に掲げるものとする。

- （1）本件土地において、下刈その他の里山の保全に必要な管理
 - （2）前号に掲げるもののほか、里山を利用する者の利便等に資する施設等の設置及び管理
- 2 前項の規定による里山の保全に必要な管理並びに施設等の設置及び管理（以下「里山の管理等」という。）は、当該里山の景観及び植生並びに本件土地における生態系等に配慮したもので、かつ、善良な管理者の注意をもって行われなければならない。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、甲と本件土地の所有者との間の契約が終了した場合、その他本件土地において里山の管理等を行わないこととなった場合は、この限りでない。

（契約の更新）

第3条 契約期間満了する日の3月前までに、甲乙のいずれからも本契約を更新しない旨の申出がなかった場合、同日の翌日から3年間、本契約を更新するものとする。

（禁止事項）

第4条 乙は次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の同意を得られた場合はこの限りでない。

- （1）里山内に所在する動植物を採取すること。ただし、里山の保全管理に必要な場合はこの限りでない。
- （2）里山内に所在する土地、木竹、施設等に係る権利を移転し、又は新たに設定すること。
- （3）建築物、工作物等の建築若しくは築造、移転又は撤去すること。

- (4) 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更すること。
- (5) 集会、展示会、物品の販売等これらに類する催しのために里山地区の全部又は一部を独占して利用すること。
- (6) 家畜を放牧すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、里山の保全に支障を及ぼすおそれのある行為すること。

2 乙はこの契約を第三者に再委託してはならない。

(契約終了時の原状回復)

第5条 甲及び乙は、本契約が終了する前に、契約期間中に乙が設置した施設等 の収去その他本件土地の原状回復に関し協議するものとする。

(契約の解除)

第6条 甲は、次の各号の一に該当するときは、本契約を解除することができる。(1) 里山の保全に支障をきたし、又はきたすおそれがあると甲が認めたとき。(2) その他正当であると認められる事由が発生したとき。

(協議)

第7条 本契約に定めのない事項又は本契約に関する疑義が生じたときは、甲乙 協議の上、決定するものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 千葉市中央区千葉港1-1
千葉市
千葉市長

乙

様式第7号

里山地区における里山活動に関する協定書

(以下「甲」という。)と千葉市(以下「乙」という。)は、甲が行う、千葉市が指定する里山地区での里山活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 甲は、次条に規定する甲が里山活動を行う場所(以下「里山地区」という。)において、里山活動を実施することにより社会貢献を行うものとする。

また、乙は、甲の活動に対し誠意をもって協力するものとする。

(里山地区)

第2条 この協定の締結により、甲が活動する里山地区は、千葉市が「千葉市里山の保全に関する要綱」に基づいて指定する、「 」とし、詳細は、別紙に示すとおりとする。

(定義)

第3条 この協定に基づく里山活動は、前条の里山地区の森林整備に対して甲が労力又は資金を提供する行為をいう。

(協定期間)

第4条 この協定の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

なお、協定期間の満了する3か月前までに、何れから本協定を更新しない旨の申し出がなかった場合、かつ、甲が乙に活動計画書を提出し乙が適当と認めた場合は、同日の翌日からさらに1年間、本協定を継続するものとし、その後においても同様とする。

(活動の実施)

第5条 甲は、里山活動を、毎年度、甲、乙協議の上決定する活動計画に基づき実施するものとする。

(禁止事項)

第6条 甲は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に乙の同意を得られた場合はこの限りでない。

- (1) 木竹を伐採し、若しくは植物等を採取し、又はこれらを損傷若しくは譲渡すること。
- (2) 里山地区内に所在する土地、木竹、施設等に係る権利を移転し、又は新たに設定すること。
- (3) 物品の販売、募金その他これらに類する行為
- (4) 建築物、工作物等の建築若しくは築造、移転又は撤去
- (5) 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- (6) 集会、展示会その他これらに類する催しのために里山地区の全部又は一部を独占して利用すること。
- (7) 家畜等動物の開放

(8) 火気の使用

(9) 前各号に掲げるもののほか、里山地区の保全に支障を及ぼすおそれのある行為

(禁止事項に違反した場合の措置)

第7条 甲が前条に定める事項に違反した場合は、乙は甲に対し、相当の期間を定めて違反状態を是正させる旨申し入れることができる。

2 前項の期間の経過後も、なお違反の状態が是正されない場合は、乙は当該協定の適正な履行のため必要な措置を講じることができる。

3 前項に掲げる乙が執る措置に要した費用は、甲が負担するものとする。

(協定の解除等)

第8条 協定の期間内に次の号に掲げる事態が発生した場合は、乙は本協定を解除又は変更することができるものとする。

(1) 乙が前条第2項の措置を講じたとき。

(2) 公共又は公用のため必要が生じたとき。

2 前項各号に掲げるもののほか、協定期間内に次の各号に掲げる事態が発生した場合は、乙の了承を得て、本協定を変更又は解除することができるものとする。

(1) 甲の都合により、協定の内容を変更する必要が生じたとき。

(2) 甲の都合により、協定の履行が困難になったとき。

(事故の処理)

第9条 甲は、里山活動中の事故については、自己の責任において処理するものとする。

(その他の事項)

第10条 本協定に定めのない事項、又は、本協定に疑義が生じたときは、甲、乙、協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙、二者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲

乙 千葉市千葉港1-1
千葉市
千葉市長

様式第8号

里山活動実績報告書

年 月 日

千葉市長 様

住所
団体の名称
代表者氏名

里山地区における里山活動について、下記のとおり報告します。

記

月	日	活 動 人 員	活 動 内 容

様式第9号

里山地区の管理に関する（委託・協定）解除申請書

年 月 日

千葉市長 様

住所
団体の名称
代表者氏名

里山地区の管理に関する（委託・協定）を解除したいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 委託又は協定の名称
- 2 里山地区の名称
- 3 里山地区の場所
- 4 解除面積
- 5 協定期間
- 6 解除理由

様式第10号

里山地区の管理に関する（委託・協定）解除通知書

年 月 日

住所
団体の名称
代表者氏名 様

千葉市長

里山地区の管理に関する（委託・協定）を解除したので、下記のとおり通知します。

記

- 1 委託又は協定の名称
- 2 里山地区の名称
- 3 里山地区の場所
- 4 解除面積
- 5 協定期間
- 6 解除理由
- 7 解除年月日